

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑥政策目標3-3
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	81,583,238	51,060,771	50,175,294	44,325,807	36,955,412
	補正予算	△ 188,567	△ 365,552	△ 160,264	-	
	繰越し等	△ 5,601,082	16,643,739	2,327,470		
	計	75,793,589	67,338,958	52,342,500		
	執行額	71,430,476	62,536,832	49,252,675		

政策評価調書（個別票2）

政策名	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実					番号	⑥政策目標3-3	(千円)	
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	財務本省	資産債務管理費	国有財産の管理及び処分に必要な経費	1,301,718	46,494	
	●	2	一般	財務本省	資産債務管理費	民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費	19,398	19,370	
	●	3	一般	財務本省	公務員宿舍施設費	公務員宿舍建設等に必要な経費	6,995,880	7,670,932	
	●	4	一般	財務本省	特定国有財産整備費	一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費	1,030,419	1,556,576	
	●	5	一般	財務本省	特定国有財産整備諸費	特定国有財産の取得及び処分に必要な経費	61,076	140,708	
	●	6	一般	財務局	財務局業務費	国有財産の管理及び処分に必要な経費	8,559,288	8,209,959	
	●	7	一般	財務局	財務局業務費	公務員宿舍の維持管理に必要な経費	3,812,238	4,036,715	
	●	8	財政投融资特別	特定国有財産整備勘定	特定国有財産整備費	特定施設整備に必要な経費	1,942,595	3,534,913	
	●	9	財政投融资特別	特定国有財産整備勘定	特定国有財産整備費	民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費	19,660,488	11,044,506	
	●	10	財政投融资特別	特定国有財産整備勘定	事務取扱費	特定国有財産の取得及び処分に必要な経費	942,707	695,239	
小計							44,325,807	36,955,412	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
小計									
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
小計									
合計							44,325,807	36,955,412	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実			番号	⑥政策目標3-3	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント
							概算要求への反映状況
国有財産の管理及び処分に必要な経費	国有財産の有効活用の推進、行政財産の適正な管理、普通財産の適正な管理処分及び国有財産の適正な運営と情報提供及び情報提供の充実に必要な経費	●	6	8,559,288	8,209,959	△ 349,329	<p>【目標】 国有財産の管理処分事務等について、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施することとしている。</p> <p>【実績】 未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行った。</p> <p>未利用国有地の管理業務のほか、国有財産の管理処分等に関する業務について、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行い、目標を達成した。 今後も引き続き外部委託の活用により、効率的な事務運営を行うこととする。</p> <p>未利用国有地の管理については、外部委託の活用により、費用対効果の観点を踏まえつつ、経費の削減を行うとともに、効率的な事務処理を行うこととしており、過去の執行状況を踏まえた未利用国有地の管理の外部委託にかかる手数料の減（△121,376千円）を概算要求に反映した。</p>
合計			8,559,288	8,209,959	△ 349,329	△ 121,376	

○ 政策目標 3-3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地方公共団体等と連携を図り、個々の財産の特性や実情を把握した上で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用に取り組んでいきます。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者利便向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組めます。

宿舍については、既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舍の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。

国有財産の有効活用を促進するため、PRE戦略（用語集参照）に示されているとおり、国有財産監査については、毎年度監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

未利用国有地（用語集参照）の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案に対する国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化に取り組んだところであり、一層の適正性の向上を図るため、公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行うとともに、コンプライアンスの確保など再発防止に向けた取組を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1 : 国有財産の有効活用の推進

政3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分

政3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「防災基本計画」（平成30年6月29日中央防災会議決定）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定） ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月21日閣議決定）
--	---

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
-----------	----------------------------

取組内容	<p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>また、「防災基本計画」を踏まえ、災害応急対策等への備えとして国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。</p> <p>一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。</p> <p>加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。</p>
-------------	---

定性的な測定指標

	<p>【主要】政 3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用 [新]</p>
	<p>（平成 31 年度目標）</p> <p>地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。</p> <p>介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。</p> <p>また、災害応急対策への備えとして、国有地を活用した避難場所など防災に関する諸活動への推進に配慮します。</p> <p>さらに、一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。</p> <p>加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。</p>
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、</p>

さらには、「子育て安心プラン」（平成29年6月公表）において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国有地の活用等を図る」とされていること、加えて「防災基本計画」（平成30年6月29日中央防災会議決定）において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

今回廃止した測定指標とその理由

- （旧）測定指標政3-3-4-B-1「介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用」
- （旧）測定指標政3-3-4-B-2「災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用」
- （旧）測定指標政3-3-4-B-3「地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用」
（理由）

国有財産の有効活用を測る指標については、これまで類似する3つの指標であったが、国民の視点に立ってわかりやすく簡潔に項目を整理するとの観点から、新指標「政3-3-1-B-1地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用」として統合することとしました。

参考指標

- 参考指標1「国有地の定期借地件数の推移」
- 参考指標2「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」

施策 政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

取組内容

- A 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。
- 具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足等を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進します。また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。更に、庁舎整備にあたっては、地方公共団体との合築などにも取り組みます。
- B 宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施します。
- 具体的には、既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政 3-3-2-B-1 : 庁舎の入替調整等の実施状況</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。</p>
	<p>[主要] 政 3-3-2-B-2 : 宿舍の改修等工事の実施状況</p> <p>(平成31年度目標)</p> <p>宿舍については、既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舍の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舍の状況に基づき、適正な管理を実施する必要があるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<p>○参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」</p> <p>○参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」</p> <p>○参考指標 3 「宿舍戸数の推移」</p>

施策	政3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分
取組内容	<p>A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>公共随意契約（以下「公共随契」といいます。用語集参照）による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ（相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き）を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性の向上にも努めます。</p> <p>普通財産の処分等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、有識者による第三者チェックを行うこととします。</p> <p>B 地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。</p> <p>C 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、</p>

その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

D 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔・^{けいはん}脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く。）以内とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

E 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

G 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施 [新]

（平成31年度目標）

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

（目標の設定の根拠）

未利用国有地の売却等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-1:未利用 国有地(財務省所管 一般会計所属普通財 産)の一般競争入札 実施状況 (単位:%)	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度目標値
	目標値	-	90以上	90以上	90以上	100
	実績値	97.3 (1,322)	99.9 (1,341)	98.1 (1,238)	N.A. (N.A.)	

(注1) ()内は入札件数

(注2) 平成31年度より、処理率の算出方法を変更し、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(注3) 平成30年度の実績値は、平成31年6月に確定し、平成30年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

政3-3-3-A-2:旧里道・ 旧水路等の売却事務処 理状況 (単位:%)	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度目標値
	目標値	100.0	82.7以上	82.7以上	83.7以上	83.4以上
	実績値	100.0 (1,983)	83.7 (2,163)	83.0 (1,691)	N.A. (N.A.)	

(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受受理し売却価格を通知したもののうち、30日以内に通知した処理率。

(注2) 実績値の () 内は、30日以内に売却価格を通知した件数。

(注3) 平成27年度については、国の責によらずに通知できなかったものを除いた処理率及び件数となっており、平成28年度から31年度までとは異なっています。

(注4) 平成28年度及び29年度については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日(閉庁日を除く)以内にできなかった場合を除いた処理率及び件数となっています。

(注5) 平成30年度の実績値は、平成31年6月に確定し、平成30年度実績評価書に掲載します。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日(閉庁日を除く)以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-2:交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(平成31年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札(瑕疵等明示売却)に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定

となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-3-B-3：暫定活用の実施

（平成31年度目標）

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。

（目標の設定の根拠）

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-3-B-4：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施

（平成31年度目標）

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

（目標の設定の根拠）

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

政3-3-3-B-5：政府が保有する株式等の管理・処分〔新〕

（平成31年度目標）

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

（目標の設定の根拠）

特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。

また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

- （旧）測定指標政3-3-4-B-6「売却及び貸付けにかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底」
- （旧）測定指標政3-3-5-A-2「国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）」
- （旧）測定指標政3-3-5-B-1「処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底」（理由）

国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理については、これまで類似する3つの指標であったが、国民の視点に立ってわかりやすく簡潔に項目を整理するとの観点から、新指標「政3-3-3-B-1国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施」として統合することと

しました。

なお、統合された新たな指標は、国有財産の処理の相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うことも含めて、法令等に基づく公正・透明な処理を測定するものであることから、(旧)測定指標政3-3-5-A-2については、廃止することとしました。

○(旧)測定指標政3-3-5-B-5「政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分」

○(旧)測定指標政3-3-5-B-6「物納株式等の管理・処分」

(理由)

政府が保有する株式等の管理・処分の実施については、これまで類似する2つの指標であったが、国民の視点に立ってわかりやすく簡潔に項目を整理するとの観点から、新指標「政3-3-3-B-5政府が保有する株式等の管理・処分」として統合することとしました。

参考指標

- 参考指標1「財務省所管一般会計所属普通財産(土地)の年度別現在額の推移」
- 参考指標2「未利用国有地の推移」
- 参考指標3「未利用国有地の状況」
- 参考指標4「一般競争入札における落札状況」
- 参考指標5「未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の売却結果の推移」
- 参考指標6「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」
- 参考指標7「第三者チェックの件数」

施策 政3-3-4: 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

取組内容

- A 国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。
- 1 各省各庁が所管する庁舎等及び宿舎の公用財産を対象に、その実態を把握し、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進する観点から監査を実施。
 - 2 各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の処分等の促進を図るため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図る観点から監査を実施。
こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100%実施するよう努めます。
- B 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。
国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。
- C 国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等事務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。

D 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを作成し、引き続き公表します。

また、国有財産の各種統計や、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。

すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表します。また、国有財産物件情報メールマガジンを配信するなど、積極的な情報提供を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度目標値
政3-3-4-A-1: 監査実施割合 (単位: %)	目標値	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	100.0 (516)	100.0 (510)
	実績値	100.0 (530)	100.7 (529)	100.1 (521)	N.A. (N.A.)	

(注1) 監査計画に対する実績の割合

目標値の()内は年度当初計画の件数

実績値の()内は実績の件数

(注2) 平成30年度の実績値は、平成31年6月に確定し、平成30年度実績評価書に掲載します。

(注3) 平成26年度及び27年度の実績値は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度からの実績値は年度当初計画に対する実施割合としています。

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室

(目標値の設定の根拠)

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

政3-3-4-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日	年度	平成27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	31年度 (30年度決算)
目標値		-	28.9月初旬	29.9月初旬	30.9月初旬	31.9月初旬
実績値		27.9.1	28.9.2	29.9.1	30.9.4	

(出所) 理財局国有財産情報室

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	平成27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	31年度 (30年度決算)
目標値		-	28.11.20前後	29.11.20前後	30.11.20前後	31.11.20前後
実績値		28.1.8	28.11.18	29.11.21	30.11.20	

(出所) 理財局国有財産情報室

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

政3-3-4-A-4: 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数 [新]	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	目標値	-	-	-	-	増加
	実績値	4,394	6,065	7,398	N. A.	

(注) 平成30年度の実績値は、平成31年4月に確定し、平成30年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課

(目標値の設定の根拠)

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

さらに国民の皆様にも国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1: 国有財産に関する情報提供の充実 [新]

(平成31年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

政3-3-4-B-2: 国有財産の管理処分事務等の外部委託

(平成31年度目標)

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

(目標の設定の根拠)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

○（旧）測定指標政3-3-6-B-1「財務省ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上」

○（旧）測定指標政3-3-6-B-2「未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信」

（理由）

国有財産行政の情報提供を測る指標については、これまで類似する2つの指標であったが、国民の視点に立ってわかりやすく簡潔に項目を整理するとの観点から、新指標「政3-3-4-B-1国有財産に関する情報提供の充実」として統合することとしました。

○（旧）測定指標政3-3-5-B-2「貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施」

（理由）

国有財産の管理処分事務等の外部委託については、これまで、別々の指標により評価をしていましたが、国民の視点に立ってわかりやすく簡潔に項目を整理するとの観点から、新指標「政3-3-4-B-2国有財産の管理処分事務等の外部委託」に統合することとしました。

参考指標

○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」

○参考指標 2 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」

○参考指標 3 「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」

政策目標に係る予算額	平成28年度	29年度	30年度	31年度当初	平成31年度行政事業レビュー番号
（項）資産債務管理費	2,008,713千円	2,005,244千円	1,576,496千円	1,321,116千円	
（事項）国有財産の管理及び処分に必要な経費	1,522,269千円	1,846,059千円	1,524,249千円	1,301,718千円	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	5,108千円	5,018千円	4,940千円	5,031千円	0014
内 府省共通国有財産総合情報管理システム	1,487,339千円	1,811,996千円	1,489,241千円	1,257,648千円	0015
（事項）民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営に必要な経費（公務員宿舎建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	486,444千円	159,185千円	52,247千円	19,398千円	0016
（項）公務員宿舎施設費	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	6,995,880千円	
（事項）公務員宿舎建設等に必要な経費（公務員宿舎建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	6,995,880千円	0016
（項）財務局業務費	11,977,938千円	12,078,565千円	12,205,313千円	12,371,526千円	
（事項）国有財産の管理及び処分に必要な経費	8,726,792千円	8,741,149千円	8,746,965千円	8,559,288千円	
内 普通財産管理処分経費	6,386,307千円	6,322,108千円	6,394,510千円	6,092,801千円	0018
（事項）公務員宿舎の維持管理に必要な経費（公務員宿舎の維持管理に必要な経費）	3,251,146千円	3,337,416千円	3,458,348千円	3,812,238千円	0019

(項) 特定国有財産整備費 (一般会計)	617,346千円	1,311,645千円	2,036,813千円	1,030,419千円	
(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計))	565,796千円	1,311,645千円	1,802,244千円	1,030,419千円	0017
(事項) その他の施設に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計))	51,550千円	—	234,569千円	—	0017
(項) 特定国有財産整備費(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)	58,973,160千円	27,300,541千円	17,429,552千円	21,603,083千円	
(事項) 特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	38,191,121千円	10,644,350千円	7,777,696千円	1,942,595千円	0020
(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	20,782,039千円	16,656,191千円	9,651,856千円	19,660,488千円	0020
その他	1,610,695千円	1,303,546千円	9,865,827千円	1,003,783千円	行政事業レビューの対象外
合計	81,394,671千円	50,695,219千円	50,015,030千円	44,325,807千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	平成32年6月
--------------	--	-------------------	---------